様式３

精神科病院へ転院することへの同意書

1. 隔離・拘束対応について

精神科病院に入院した際に、自殺のおそれが切迫している場合や、興奮が著しく患者様ご自身の安全を守れない場合など、それ以外に方法がない場合は、やむを得ず隔離＊１、拘束対応＊２となる場合があります。

　拘束対応となった場合、肺血栓閉塞症（エコノミークラス症候群）＊３などの合併症がまれにおこることがあります。

　隔離・拘束の対応については、患者様の安全と、合併症の危険性を十分に考え、最低限の使用にとどめ、なるべく速やかに解除するように努めますが、上記対応になる可能性があることに同意いただけない場合は、ご家族様に常に付き添っていただくなどのご協力を求めることもあります。

＊１：隔離とは、出入口のドアが施錠された部屋で一人になっていただく行動制限のことです。隔離室あるいはそれに準じた個室で鍵をかけることとなります。

＊２：拘束とは、衣類又は綿入り帯等を使用して、一時的にその方の身体を拘束し、動きを抑制する行動の制限のことです。

＊３：肺血栓閉塞症（エコノミークラス症候群）とは、特に下肢などの深部静脈に血の塊ができ、それが血管からはがれて肺動脈がつまる病気です。肺での酸素の取り込みが障害され低酸素血症や心不全を起こしてショックや死に至ることがあり、極めて緊急性の高い合併症です。長期臥床、肥満体型、妊娠などで発症リスクが高まります。ストッキング着用や、マッサージ、点滴による補液などで予防を行います。

1. 入院中の療養環境について

　入院時には、入院中の禁煙、携帯電話、カメラ付きゲーム機、パソコン、危険物となりうるような私物の持ち込み制限等があります。また、金銭管理等に費用が生じる場合があります。

　加えて、精神科病院であるため、身体科治療が必要な場合には身体科治療が可能な病院へ再転院していただく場合があります。

＊なお、以上のことについては、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」や各病院の規定によって行われるもので、その他のルールにも従っていただく場合がありますので、詳しくは各病院の説明を受け、指示に従ってください。

　また、病状によっては入院とならず外来受診のみとなることもあります。

　　　　　年　　月　　日

　上記の内容に同意します。　　　続柄　　　　氏名　　　　　　　　　　　（署名）

　　　　　　　　　　　　　　　連絡がとれる電話番号　　　―　　　－